

先進的モデル事業推進 WG (IoT 推進ラボ) 規約

(名称)

第1条 本WGの名称は、「IoT 推進ラボ (英文名: IoT Acceleration Lab) (以下「ラボ」という。)」とする。

(目的)

第2条 ラボは、IoT・ビッグデータ (BD)・人工知能 (AI) 等の技術の発展により、グローバルに、あらゆる分野で、その産業・社会構造が大きく変革しつつあることを踏まえ、IoT 等による新たなビジネスモデルの創出を推進するなど、産官学を挙げて新たな時代の変化に挑戦することを目的とする。

(事業)

第3条 ラボは前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 IoT・BD・AI 等に関する各種プロジェクトの創出に向けた会員間のマッチング・ネットワーク形成等の推進
- 2 IoT・BD・AI 等に関する各種プロジェクトに対する助言や、当該プロジェクトの実施に必要な規制改革等の提言
- 3 IoT・BD・AI 等に関する各種プロジェクトに対する、官民の支援機関、関係政府機関と連携した資金支援及び規制改革に関する手続等の支援
- 4 その他ラボの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 IoT 推進コンソーシアムの会員であって、ラボの目的及び事業に賛同する者を会員とする。

(会費)

第5条 IoT 推進コンソーシアム規約第6条に規定に基づく定めに従うこととする。

(座長)

第6条 ラボには、座長1名を置く。

- 2 座長は、ラボを代表し、事業を総括する。
- 3 座長不在時においては、座長が指名するIoT 支援委員会委員がその業務を代行する。

(任期)

第7条 座長の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第8条 座長は無報酬とする。

(IoT 支援委員会)

第 9 条 ラボに IoT 支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、IoT・BD・AI 等に係る知見を有する者であつて、座長により委員として委嘱された委員により構成される。
- 3 委員会は、IoT・BD・AI 等に関する各種プロジェクトに対する助言や、当該プロジェクトの実施に必要な規制改革等の提言のとりまとめ等を行う。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む。）をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 6 委員会は、座長又は座長が指名する委員会委員が招集し、座長又は座長が指名する委員会委員が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(下部委員会)

第 10 条 委員会の決定に基づき下部委員会を設置することができる。

(知的財産の帰属)

第 11 条 ラボが各支援機関との調整・マッチング等を行った IoT・BD・AI 等に関する各種プロジェクトに係る知的財産については、当該プロジェクトを担う事業者等に帰属する。

(事務局)

第 12 条 ラボの庶務は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が行う。

第 13 条 この規約で定めるものの他、ラボの運営に必要な事項は、委員会で定める。

付則 この規約は、平成 27 年 10 月 30 日より施行する。